密封された放射性同位元素（注4）	番号（注5）	
	用途（注6）	
	型式	
	核種	
	数量	
	ホルダー番号（注7）	
	製造者名	

注　1　「整理番号」　この欄には記載しないこと。

2　「許可証の番号又は届出番号」　法第３条の２第１項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を記載すること。

3　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

4　「密封された放射性同位元素」　放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式をもつて使用するものにあつても、放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。

5　「番号」　製造者によつて当該放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。

6　「用途」　測定器校正、遠隔治療照射等、当該放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。

7　「ホルダー番号」　当該放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注５の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　この報告書の提出部数は、１通とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五十六（第41条関係）

表

［略］

裏

放射性同位元素等の規制に関する法律（抄）

［略］

第52条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四　［略］

第55条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十八　［略］

備考　［略］

様式第五十九（第41条関係）

表

［同上］

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

［同上］

第52条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二　［同上］

第55条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十五　［同上］

備考　［同上］

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日